

奈良県森林環境税について（答申）

平成27年11月17日
奈良県税制調査会

奈良県森林環境税は、平成18年度より導入された県民税の均等割に上乗せする方法により課税されている超過課税である。

導入にあたっては、「県土の保全、災害の防止、自然環境の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源を確保し、ひいては林業労働者の雇用の確保等に資する」ことを目的としている。

また、課税を行う期間としては、県民税の個人の均等割については、「平成27年度まで」のものとされ、県民税の法人の均等割については、「平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度等」のものとされている。

そのため、本年度末において、課税期間の期限が到来することとなり、平成28年度以降の本税制度について、奈良県より意見を求められたため、検討を行い、県に対し提言を行うものである。

<森林環境税の評価について>

施業放置林整備にかかる間伐等により、表面の土の流出抑制、樹木の成長による二酸化炭素の吸収能力などに向上がみられ、徐々に成果が現れている。

また、平成27年5月に奈良県が実施した森林環境税にかかる意識調査によれば、森林環境税を活用した取組について必要だと考える県民の割合が個人87.7%、企業87.8%、今後も継続すべきだと考える県民の割合がすべての事業について、個人、法人とも6割前後となるなど、県民の多くから賛同を得ていることがわかる。特に、施業放置林の整備については、61.2%の県民が継続すべきであると考えている。

これらのことから、森林環境税の導入及び使途事業の実施効果としては、間伐による土砂移動量の減少や二酸化炭素の吸収能力の高まりが確認され、一定の成果が得られていると認められるが、なお一層の森林の有する公益的機能を高めるため、森林環境税及び使途事業は引き続き継続することが適当である。

※ 今後の本税の評価のためには、その目的である、「県土の保全、災害の防止、自然環境の保全、水源のかん養等森林の有する公益的機能の高まり」による効果を定量的に把握し、使途事業の有効性を示してゆくことが重要である。

<森林環境税の税率について>

奈良県では、森林環境税の税率を、県民税均等割に上乗せする方法により、個人には年額500円、法人には森林環境税課税前の均等割額の5%相当額としている。

これは、奈良県が導入を検討していた時点での先発県が、個人については年額500円であったこと、特に林野率が全国一高い高知県（先発県）におい

ても 500 円の負担水準となっていたこと、導入前に実施した意識調査においても多くの県民に賛同いただける額が 500 円であったこと、また、法人については県内零細企業の負担水準に配慮して年額千円（法人県民税均等割最低標準税率 2 万円の 5%相当額）としたこと、等の理由から決められたものである。

税収は毎年約 3 億 5,000 万円前後で推移しているが、平成 18 年度から平成 23 年度までは、使途事業費が単年度税収と比較すると下回っていた。ところが、平成 24 年度からは使途事業費が単年度税収を上回る状況となっている。これは、当税を一旦「森林環境保全基金」に積み立てたうえで、取り崩して使途事業に充てる形をとっているためであり、税収累計総額を上回るものではない。しかし、平成 27 年度末には基金残高がほぼゼロになる見込みである。

一方、森林環境税の認知度は低く、県民に当事者意識を喚起するという意味からも、税率の引上げについても検討の余地はある。他方、森林の有する公益的機能が向上しているなど一定の効果が認められること、意識調査結果によれば、今まで以上に多く負担してもよいと考える人は限定的であること等を考慮すると、税率は現行のまま据え置き、今後 5 年間に於いて税収及び基金積立金の範囲内で使途事業費を賄うべく、使途事業の見直しを行うことが適当である。

<森林環境税の使途事業について>

森林環境税の使途事業の実施効果については一定の効果が認められるが、事業費としては前述のとおり、第 2 期（平成 23 年度～）においては、単年度ベースで見ると税収を上回っており、これを賄うために基金積立金の一部を充当している状況である。

このため、税率の検討において指摘したとおり、使途事業については、基金残高がほぼゼロであることを考慮して、単年度税収見合いの事業費とならざるを得ない。そのためには使途事業を精査し、見直しを行うべきである。

その際には、森林環境税の使途事業のアウトカム指標を設定した上で、その効果を定量的に把握し、効果的な使途事業に重点化すべきである。

特に、意識調査結果からも最も必要な取組とされている「施業放置林対策」に重点化するとともに、「森林とのふれあいの推進」など森林環境税使途事業として当初目的を達成した事業については、森林環境税による使途事業から除外することが適当である。

<森林環境税の見直し規定について>

上記のとおり、税収と使途事業費について 5 年間でバランスさせることを踏まえ、5 年後には再び検討を行い必要な措置を講ずることが適当であるが、当調査会で議論されたように、税率や使途事業については、課税期間途中であっても妥当性や有効性を評価し、その上で見直し等ができるような仕組みの検討や、施業放置林対策にかかる国等への税制改正要望等も併せて検討することが適当である。